

川崎市障害者（児）緊急時短期入所ベッド確保事業実施要綱

（目的）

第1条 緊急時短期入所ベッド確保（以下「ベッド確保事業」という。）事業は、在宅での支援を必要とする障害者（児）が、介護者の急な疾病等により、在宅生活が困難となった場合に、当該障害者（児）が緊急に短期入所を利用するための空床を確保し、緊急時に必要に応じ福祉事務所や障害者生活支援センターと連携し、利用調整を行うことにより、障害者（児）及びその家族等の福祉の向上を図ることを目的とする。

（事業実施主体）

第2条 事業の実施主体は川崎市とする。ただし、事業の一部を適正な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人に委託することができるものとする。

2 この事業の実施にあたっては、短期入所ベッド利用者（以下「利用者」という。）及び家族、障害者相談支援事業者、居宅介護等事業者、並びに実施施設との相互の連携を密にし、事業の円滑な運営に努めるものとする。

（事業内容）

第3条 事業の内容は、障害者自立支援法（平成17年法律123号）第5条第8項に規定する短期入所を実施する事業所において、緊急短期入所用のベッドを確保する。

（実施施設）

第4条 この事業の実施施設は、別表に掲げる事業所（以下「施設」という。）とする。

（利用対象者）

第5条 この事業の利用対象者は、市内に居住する在宅の障害（児）者であって、障害者自立支援法第22条第1項に規定する短期入所の支給決定を受けた者で、次の各号に掲げる理由により、入所する必要がある者とする。

- (1) 利用者の家族等が急な疾病等により、介護する者がいない場合
- (2) 葬儀等緊急やむをえない介護者の事情があり、介護する者がいない場合
- (3) 利用者の家族等が事故や災害等により、介護することができない場合
- (4) その他、社会的理由により緊急的に対象者が居宅に住むことができなくなった場合

2 前項の規定に関わらず、対象者が次の各号の一つに該当する場合は、対象者としなないものとする。

- (1) 伝染性疾患などにより、短期入所が不相当と認められるとき。
- (2) 入院加療の必要があると認められるとき。
- (3) その他特別な理由により、短期入所が不相当と認められるとき。

（利用の手続き）

第6条 ベッド確保事業の利用希望者は、第4条に規定する施設に利用対象者としての登録を行う。

2 利用登録者は、利用を希望するときには、登録をしている施設に申込みを行い、利用

するものとする。なお、福祉事務所や障害者生活支援センターからの申込みについても必要に応じて可能とする。

- 3 当該事業の利用は、原則として第5条の要件が利用予定日より原則3日前以内に発生した場合とする。

(利用受入義務)

第7条 利用希望者から申込みを受けた施設は、1日当たり別表に掲げるベッド数までは、正当な理由なく、利用を拒んではならない。

- 2 既に緊急短期入所用ベッドに係る利用者が決定した後に、他の利用希望者からの同日の利用申込みがあったときには、施設は、他の緊急時短期入所ベッド確保事業実施施設への利用の斡旋を行わなければならない。

(費用)

第8条 本事業の利用に係る費用については、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス費等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示523号）、川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準の定めによるものとする。

- 2 本事業に要する費用の額は、緊急入所枠の確保として、市が定める額とする。

(利用期間)

第9条 利用期間は、1回の利用につき、原則として7日以内とする。この期間を超えて短期入所が必要な場合は、福祉事務所及び障害者生活支援センターが主となり、他の施設を含め通常の短期入所利用を調整するものとする。

(報告)

第10条 施設長は、各四半期終了後10日以内に、ベッド利用状況報告書（第1号様式）を川崎市長あて提出するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、障害者自立支援法の定めによるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表

実施施設名	ベッド数	所在地	運営主体
ライブリー	2床	川崎区渡田 1-15-5	社会福祉法人 ともかわさき
つばき寮	1床	麻生区細山 1209	社会福祉法人 セイワ
障がい者支援施設みずさわ	1床	宮前区水沢 3-6-50	社会福祉法人 三篠会